[論 文]

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

――川島哲郎の経済地理学の継承的発展をめざして――

石 井 雄 二

はじめに─課題の限定

戦後復興と高度経済成長期に大きな役割を果たしてきた日本の全国総合開発を核とする地域政策(国土計画制度)は、1998年の『国土のグランドデザイン』(第5次全国総合開発計画)における問題提起と問題点の析出をふまえて、2006年の「国土形成計画法」の公布を契機に、「新たな国土計画体系」(「新しい国土計画制度」)が模索されることになった¹⁾。

こうした大転換のなかで、もっとも大きな変化は、これまで一貫して堅持してきた「国土の均衡ある発展」 $^{2)}$ の理念が放棄され、「各地域の特性を生かした個性ある発展」により、地域の活力を再生し地域の自立的発展を促進する方向に舵が切られた点であった。

こうした変化の背景の一つには、1990年代から本格化するグローバル競争激化の情勢のもとで、国家のもつ再分配政策の役割・機能が衰えて、国民国家の枠内での空間的な資源移転が困難になってきた点をあげることができる。国境を越えた国内外の企業活動が活発化するなかで、資本の自由な立地選択の動きを制御する困難性に加えて、企業や産業の競争優位の源泉が世界経済を視野に入れた最適立地とバリュー・チェーンの構築、新たな産業集積地域の形成へと大きく変化してきた。地域間の「平等性・公正性」よりは、個別地域の「競争力」「効率性」や「成長性」が注目され、それに賛同しない場合には、前者に向けた改善や是正には、後者への積極的な取り組みが必要であるという考え方が一般的になってきた。もっといえば、そこには各地域の雇用や所得確保には、国も協働的に関与し支援するが、基本的には地域の「自己責任」3)で、それぞれの個性を発揮して自立的な地域づくりを実践してほしいという考え方が含意されている。グローバル競争の大きな潮流は、いわゆる「国土の均衡ある発展」を理念に、これまでの国民経済の枠組、一国経済内でその有効性や効果が期待された「産業立地政策」それ自体を変容させ、新たな再構築を迫っている4)。

川島がイギリスの産業立地政策の研究に専念したのは、イギリスの留学時代でその成果は帰国後の 1966年に 3 論文が集中的に刊行されている 50 。これら論文の内容やポイントについては本論に譲るとして、産業立地に関する最初の体系的な立法となった 1934年の 「特定地域 (開発および改善) 法」から、 1966年の 「産業開発法」までの画期となる政策の展開と推移について、その時々の立法文書や関連文書を詳細かつ丹念に読解して忠実に追って検討しながら、紆余曲折をへながらもイギリスの産業立地政策が 「局地的な失業の救済と防止」 60 を主眼に、全国土的な視角から、「不況地域」に工業を誘導して、これら地域の経済的・社会的な体質改善を図ってきた経緯と脈絡を明らかにしている。そして、それは私的な自由な立地選択がもたらす矛盾の除去や緩和が 「体制維持の見地から必須の前提となるにいたる時期」 70 以後に限定されるため、当初から 「福祉政策的」な、あるいは 「修正資本主義的な形態」 80 をとって現れる政策として、その基本的性格や特徴が把握されている。

今回川島の一連の産業立地政策の論稿において特に着目したいことは、うえの基本的性格や特徴がイ

ギリスの戦間期から戦後復興、衰退を回避して成長への模索期を通じて、それを堅持して強化推進される政策的措置が整備されてきた一方で、次第に地域の「成長」や「競争力」の面の拡大を志向した政策が採用されてきた点である。そして、そのことを通じて、経済地理学における固有の領域に位置づけられる「産業立地政策」が、その政策的独自性が蚕食されて、他の政策に埋没して変容してしまう川島の危機意識をめぐる論点の現代的な再生への可能性に関する点についてである。以上に関連することは、論稿でも根本的な問題点として明確に指摘されている。。実際「産業立地政策」が立法措置をへて整備されるには相当の期間が必要となり、その効果が目に見えるかたちで具体的に表れるのは容易でないという文脈から、企業の立地を誘導し助成しながら不況地域や高失業率地域の産業構造の改変には、いわゆる地域無差別に適用される「非空間政策」100の方がより有効かつ迅速性がある場合が多いことはたしかではある。グローバル競争が激化して国民経済の枠組が弛緩する状況下のデフレ経済基調の現在、しかも人口減少時代の低成長の長期恒常化が予測されて「地方消滅」危機に直面するなかで、川島がイギリスの「産業立地政策」の研究から導き出した問題点や課題は、その政策効果の是否や解釈をめぐって、今日なお現代的な意義110から照射に値する内実をもっている。

以上の認識から、本論文では、川島の一連のイギリスの産業立地政策の論稿に焦点を当て読み解きながら、川島が提示した問題点の検討を通して、産業立地政策 = 地域政策の現代的意義と課題を再考し、日本の東京一極集中の地域構造に象徴される地域構造、人口減少下の経済の衰退・崩壊の危機に瀕している地方圏を念頭において、新たな産業立地政策の再構築に関わる視点の析出を試みることを目的としている。本論文の解明すべき概要とポイントは下記のとおりである。

- 1. 緊急時・短期・長期の産業立地政策と社会的調整
- 2. 「地域」設定をめぐる問題点と経済地理学の独自性
- 3. 産業立地政策のもつデマンド・サプライプルの二面性―その再構築の視点
- 4. おわりに一グローバル競争時代の地域政策と社会的調整

I 緊急時・短期・長期の産業立地政策と社会的調整

周知のように川島の経済地理学の研究方法は、資本主義経済の地域的展開を再生産の時間的連続性 = 歴史的変化・継起性のなかで動態的に把握することに特徴がある120。このことは、資本主義の再生産を 内在的に調整する「市場経済」を対象にする場合にでも、「国民経済」を前提にしない抽象理論的空間の なかで扱わず、その需給調整機能は資本主義発展の時間的・空間的な多様性のなかでとらえられている ことを意味する。しかし、資本主義的生産の無政府性・不確実性のもとでは、この市場の自己調整機能 は「神の見えざる手」として再生産を遂行するうえで万能ではなく、皮肉にも有効に作動したために、つ ねに再生産が暴力的強制をもって断裂する危機を内包している。特に恐慌の景気循環期には、こうした 危機が集中的に顕在化し、体制維持の見地から見過ごしにできないイギリスの歴史的段階において、そ れを背景に典型的なかたちで「産業立地政策 | が登場したというのが、川島の一貫した「地域政策 | に関 しての認識の方法であるといえるであろう。この「産業立地政策」が登場した歴史的契機については、経 済地理学研究者にとっては、川島の知見として周知のことに属している。第1編の論文の冒頭において も、次のように論述している。「(産業立地) 政策としての本格的な登場も、私的な立地選択の累積がもた らす矛盾の除去や緩和が、体制維持の見地から必須の前提となるにいたる時期いごに限られる | 続いて 「イギリスの場合もその例外ではない。というよりはその典型である | としている 130。以下では、この論 述を深く掘り下げて、川島の「産業立地政策」=「地域政策」の根底にある考え方やスタンスを敷衍して 持論を展開することを試みることにしたい。

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

まず体制維持の見地から産業立地政策が必須になることの意味と理解の仕方に関してである。体制維 持の危機については、イギリスの恐慌期の大失業時代の到来ということで理解できるが、川島はこれ以 上の論を展開していないので、なぜ資本主義の恐慌期の景気循環局面で、高失業率の「不況地域」に工業 を誘導しなければならないのか. その説明の原理が十分展開されていないように思われる。イギリスの 恐慌期を歴史的背景に登場してきたケインズ政策との関連 140 の観点からは、市場の需給調整機能は万能 でないが、その機能を通して、国民経済の全体の有効需要不足 = I(投資) < S(貯蓄)下の雇用過少均衡 状態に陥れて、大量の「非自発的失業者」を生み出したとするマクロ経済の論理によって説明可能とな る。ここから、投資不足に陥った「不況地域」に「非自発的失業者」が集中的に偏在したために、その矛盾 を除去・緩和する対策の一つとして、経済地理学の立場から独自の政策としての「産業立地政策」が登場 する内在的契機が出てくることになる.というコンテキストが導き出される¹⁵⁾。そして.ケインズ政策 のいう投資は、企業投資、公共投資であれ有効需要不足を補うもので、I=Sの水準の状態になるまでの 国民所得の均衡経路. いわゆる不況地域が恐慌期以前の雇用水準の状態に至るまで期間は短期間が想定 されている。体制維持の危機的状況が直面するなかでは、緊急避難的な応急処置としての不況地域への 新規投資(実物の企業投資)導入による「産業立地政策」は、有効需要不足を解消して、地域の雇用・所 得の拡大は、短期の一過性の性格のものであっても、川島のいう「福祉政策的」な役割を十分果たしてい る。しかし、実際こうした特定地域への企業投資であっても、工業やサービス産業を誘導して助成措置 を付与するだけでも、その立法的・制度的整備と一定の効果を上げるには、1934年の「特定地域法」以来、 1960年および1963年の「地方雇用法」、1962年「都市および農村計画法」、1965年「オフィスおよび工業 開発規制法」に至るまで戦間期以降の長期にわたる期間を要している160。このような見方からは、国民 経済全体の視角から問題地域である不況地域に新規企業の導入を図る困難性に加えて、地域の有効需要 不足を埋めて、さらにその「生産」=「成長」機能が競争力を発揮して地域に定着し、他の企業・産業と の連関性を通じた循環構造の一翼を担うまでには相当の長期間を要するとすれば、たしかに地域の雇用 を安定化する多角的な産業構造の改善に向けることを主眼とする「産業立地政策」は、そのときどきの経 済情勢の多様な要請に弾力的かつ迅速に対応するという観点からは、その即効的な効果に疑問符が付く。 以上のこととの関連で、ケインズ政策の登場を契機に、市場の需給調整機能は万能ではなく、「国家に よる見える手」による「調整」の存在なくしては、資本主義の再生産は円滑にはなされないことが論理的 に解明され、「産業立地政策」のもつ「体制維持」的機能、「修正資本主義」的形態の側面の意義と役割を確 認しておきたい。「国家」による「調整」は、経済外的強制(市場経済の論理の外部領域)の発動という意 味では、その「調整」は「社会的調整」の性格をもち、当然のことながら、その効果の表れ方には、時間経 過の長短や歴史的な構造変化が大きく作用する。こうした発想から、川島のいうイギリスに典型的にみ られる「産業立地政策」には、恐慌に象徴される体制的危機を回避する緊急避難的な「調整」段階と、全 国土的な視角から地域の産業構造を是正・改善する長期的構造変化を必要とする「調整 | 段階とに峻別し、 その効果が発揮されるまでの時間の長短や企業 = 資本の立地の制御の困難性の程度に応じて把握するこ とが不可欠になるにちがいない。前者の場合は、いわゆるベヴァリッジがめざした窮乏や疾病などを回 避して最低限の労働力=生活の再生産に必要な社会保障制度的な性格が強く表れ、川島のいう「福祉政

策」的な政策に近いものになり、後者の場合には、イギリスの景気変動にもみられるように、好況・不況を数次繰り返すなかでの資本主義の将来展望を視野に入れた国土利用の再編ビジョンにかかわる内容となり、川島がしばしば使う資本主義の「成熟」段階に適合する政策とみることも可能であろう ¹⁷⁾。前者の場合は、その即効性の観点からみるかぎり、不況地域への産業の誘導や助成措置よりは、公共投資や社会資本の直接的な投入の方が体制維持の見地から相応しことはたしかであろう。そうでなくとも、いわゆる税制や社会保障などの「非空間的政策」の方がよりいっそう政策効果の点で有効といえるであろう。

もちろんその場合、それは全国一律の空間無差別的な政策でなくても、川島がいう特定地域への空間的差別化を図って「地域政策」として実施することも、その可能性として視界に入れることもできよう。イギリスにおける嚆矢としての「特定地域法」が恐慌期の大不況期に成立し、それが体制維持の観点から強く要請されていたことに着目して、「産業立地政策」=「地域政策」の歴史的規定性を与えたことには十分に理解できる。しかし、それを特に恐慌の循環局面に直接結びつけて認識することの重要性は認めつつも、そしてその「特定地域法」の政策効果が高く評価できたとしても、その後の長期にわたる企業の立地誘導に対する長期にわたる立法的・制度的整備の経緯からみて、川島のいう本来の「産業立地政策」=「地域政策」は、資本主義の再生産には積極的な国家介入が必須で、恐慌期以降の国家による「社会的調整」を介した地域間の産業構造の懸隔を埋める空間差別的政策を継続して取り組むことが恒常的に要請される資本主義の長期動態的変化に対応した政策¹⁸⁾として位置づけた方が、その政策的意義がよりいっそう鮮明になるはずである。

資本主義の再生産が継続的に運行されるには、様々な時間的次元での「調整 | が不可欠となるが、ケイ ンズ政策登場以前の新古典派の世界では、どの時空間においても市場の需給不均衡の「調整」には「神の 見えざる手 | としての自己調整機能が作動することが前提とされていた。その「経済的調整 | は、市場の 需給均衡への回復・復帰が即「社会的調整」にもなる「経済」(市場経済)と「社会」の秩序回復の同時達 成が暗黙裡に想定されている。別の見方をすれば、市場経済=「経済」の万能の世界では、「社会」の亀裂・ 崩壊や無秩序状態などは、当初から問題とならず、「社会 | それ自体は 「市場経済 | に完全に覆われて、そ の存在すら前景に登場することはない。それに対して、大恐慌の不況期に、国家が直接介入しなければ ならない体制維持の危機的局面が出現したことの意味は. 労働市場の不均衡状態下で生産=所得の過少 均衡 (I<S) が生み出され、そしてそれによって労働力=生活の再生産に断裂状況がもたらされ、その結 果 「社会」の修復が危機に直面したととらえることができる¹⁹⁾。 「社会」 そのものは集合概念 = 国民生活 であって、労働力の再生産の機能不全が広く地理的に分散している場合には、それぞれの地域で吸収可 能であったとしても、それが特定地域において集中的かつ局地的に発生すれば、「不況地域」という仮象 をとって、地域に構築された社会的諸関係の総体としての「社会」が顕在化し、その崩壊現象によって一 挙に露見する事態が立ち現れる200。その意味では、1934年の「特定地域法」による産業の特定「不況地域」 への誘導は、市場の需給調整機能を介しての「経済」の均衡秩序の回復を通して、何よりも崩壊しつつあ る地域の社会的諸関係 = 「社会」修復の緊急避難的な応急処置的な効果に第一義的な意義があったと理 解することができるであろう。川島がいう「産業立地政策」=「地域政策」のもつ「福祉政策的」な側面と は、とりわけこうした地域の「社会」秩序を復旧しながら労働力の再生産機能の回復を取り戻す政策のも つ「社会的調整 | 機能と役割に着目し重視したものととらえることができる。

このような脈絡を支持するとすれば、不況地域への政府の先行投資と新規工業の誘導の緊急性や迅速性を主眼とする産業立地政策は、資本主義の再生産の集中的断裂を応急的に処置する短期の「恐慌・景気循環」に即応する性格のものであるという見方ができる。その「調整」の仕方は、「非自発的失業者」に対して、労働力商品としての回復、労働力の脱商品化状態への生活防衛的な支援を行うことによる労働市場への一刻も早い復帰を促すことが目的となる。いわゆる体制崩壊を防ぐ短期速攻型のフィードバック機能の作動による「社会的調整」が必要となる。それにもかかわらず川島は、このような短期間に即応する「産業立地政策」から峻別せずに、うえでみた資本主義の長期動態的な変化に対しても、イギリスの産業立地政の変遷と展開のなかに、同じように局地的な失業の防止と救済を主眼とする「恐慌・景気循環」期のフィードバック的「調整」のあり方を一貫して究明する手法を採用しているように思われる。いうまでもなく、このこと自体何ら問題はなく、実際、1934年の「特定地域法」以降、川島が検討した1965年の「オフィス」および「工業開発規制法」に至るまで、イギリスでは局地的な失業の救済と防止を理念・目

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

的として一貫して追求して延々追求されてきた。しかし、戦間期から戦後復興、その後の恐慌的局面が遠退いた好不況の景気循環が繰り返す長期間にわたって、「恐慌・景気循環」局面に即応した「福祉政策的」な一過性あるいは限定的な政策の観点から検討することと、川島のいう資本主義の「成熟」段階、それは資本主義の緩慢に進行する長期傾向的変化、広く高度「成長」期以降の停滞・安定・衰退基調の歴史的変化に対応した「産業立地政策」のとらえ方とは、たしかに基本的な発想の転換が求められている。すなわち、そうした時間的スパンのもとでは、「成熟化・長期動態的変化」に対応する「産業立地政策」が要請され、その効果として資本主義の再生産存続のためのフィードバック機能=「成熟」段階に必要な「社会的調整」力をもつことが期待されている²¹⁾。こうした「恐慌・景気循環」局面とは異なった「社会的調整」のあり方やとらえる視点については、次章以降の論述に譲ることにするが、一言述べておけば、イギリスの産業立地政策が局地的失業問題を起点にそれ以後法律的に体系化が進むことになったが、本来空間的差別化政策の性格をもち、それに独自の存在意義を見出す「産業立地政策」が次第に「雇用問題」を対象に非空間的な全国一律に適用される「雇用政策」な形態で推進されてきた経緯がある。このことは、緊急避難を要する「福祉政策的」な「産業立地政策」とは根本的に異なった対策が必要であり、川島がいう資本主義の「成熟」段階に相応しい多様な「雇用問題」が存在し、それへの空間的差別的な「産業立地」もその立場を堅持しつつも、時代の要請に応じて大きく変化したことを意味する²²⁾。

これまでみてきた資本主義の長期的趨勢に関わる歴史的なとらえ方は、以下の川島の言説をかなり敷 衍したラフな記述であることは確かではあるが、少々長いが引用しておきたい。この引用文は、イギリ スの産業立地政策についての3編の論文のうち、最後の産業立地政策の課題と展望を示した完結編の最 後の結びの箇所のものである。

「ただごく一般的にいえば、もともと産業立地政策は、一国経済の成長速度が早ければ早いほど、急速かつ適確な効果を収めうるであろう。だから現在のイギリスのように経済成長の速度も緩慢で停滞的な社会では、その政策的な整備と努力の割には、顕著な効果をおさめることが困難である。だがいっぽう経済成長のはげしい後進的資本主義国の場合には、ほんとうのいみでの産業立地政策は、現実的課題とはなりえない。立地政策にもはやめざましい成果は容易に期待できない。成長の鈍化した成熟の段階ではじめて、立地政策が現実の課題となりうるという点に、われわれ資本主義経済のもとでの、この政策の宿命をよみとらなければならないのであろうか | 23)

うえの「成長の鈍化した成熟の段階」のとらえ方は、ケインズの資本主義観とも当然親和性があり、貨幣経済が全面的に浸透し、貨幣の流動性選好が問題となって顕在化するなかで、「投資」は「期待感」に左右されて不安定化し、「消費」は貧富の格差を背景に伸び悩んで有効需要不足が恒常化するデフレ基調の経済を念頭において理解することもできるであろう²⁴。こうした先進国資本主義の段階のもとでは、地域間の産業構造の懸隔を基軸とする国民経済の地域構造の極端な歪みは、低所得が集中する貧困地域の住民にとっては、成長が鈍化する不況局面では、好況の循環局面と比べて、より先鋭化したかたちで受け止められ、それだからこそ全国土を視野に収めた「産業立地政策」=「地域政策」が強く要請されるというのが、川島の歴史認識の理解であるといってよいであろう。

Ⅱ 「地域」設定をめぐる問題点と経済地理学の政策的独自性

川島の3編のイギリスの産業立地政策についての論文は、第1編では、イギリスの産業立地政策の基本的性格をつくった背景となる産業の地域構造を解明し、それを受けて第2編において、第二次大戦以前と以後、現行政策を区分して、その立地政策の推移について、時系列的に忠実に画期となる立法や制度・運用に即して、実に丹念かつ詳細に法律文や関連資料で跡づけながら探究している²⁵⁾。第1編、第

2編を総括して、第3編では、イギリスの産業立地政策の展開の方向との関連で課題や問題点の析出、そしてそれらの集約的な到達点として、「地方雇用法」(1960年, 1963年) および1966年「産業開発法」の評価や問題点を検討する構成的な流れとなっている。当然のことながら、現時点からみれば、川島の対象とした立地政策の検討を通して得た知見は時代的制約性を受けざるをえず、その後の1970年代以降の立地政策の歩みをみると、そのときどきのイギリスの政権や国家運営にも大きく影響されて川島のとらえた立地政策の基本的立場は変質し、その一貫した政策的立場や内容は揺らいで消滅さえしている。しかしながら、その当時川島の提起した問題点や課題は、産業立地政策や地域政策を検討するうえで、依然本質的な論点を指摘して、いまだ解決されず色褪せない現代的意義の「問いかけ」260をも豊富に含んでおり、現在なお政策的独自性との関係で継続的な研究課題になっていると思われる。

イギリスの産業立地政策については、その理念や目標を具体的に解決する対策として、川島は以下の5つの問題や課題を指摘している $^{27)}$ 。

- (1) 特定の地域に産業を誘導するための政府の先行投資と誘致企業に対する助成の問題
- (2) 過密集積地域における産業開発の抑制の問題
- (3) 第3次産業を立地政策の適用範囲にまで拡大し、産業立地政策に統合する問題
- (4) 開発の指向される地域の特定とその指定方法の問題
- (5) 立地政策推進のための行政機構上の問題

上記5つの指摘した問題は、別々に論じられる性格のものでなく. それぞれ相互に深く結びついたイ ギリスの産業立地政策問題の5つの側面の問題28)である。したがって、一つの問題をピックアップして、 それに対するアプローチの仕方は、他の問題群と絡めて検討することが求められるが、以下では、特に (4) 立地政策の対象となる特定の地域の指定や設定方法に的を絞って、川島の論述と分析に即しながら、 その論点を援用しつつ、イギリスの産業立地政策のもつ基本的な問題を深く検討し、現代的意義の視点 から新たな「問いかけ」の設定を試みることにしたい。(4)の問題を中心に扱うのは、本来固有の対象を もたない「方法としての経済地理学」にとって、地域的・空間的差異を比較の視点から分析して、それを 総合化するフィールドを「地域」として「実体化」しなければならないからである。 換言すれば、 経済地 理学にとって、「地域」 設定は極めて重要な課題であり、そのときどきの立地政策の変更や修正は、その 狙いや方針転換のあり方を反映して、その政策効果を追求するような地域の設定や選定の手法が採用さ れる側面を常に持ち合わせている290。立地政策は、他のいわゆる全国一律に適用される「非空間政策」と は異なって、ある一定の基準にもとづいて、全国土を視野に収めてある特定の地域を設定する点にある が、その基準に込める狙いや意図が修正や変更・転換されるとすれば、立地政策の目的や理念は、その 本来の趣旨から離れて逸脱することにもなりうる。実のところ「空間的政策」にその独自性の根拠をもつ 「産業立地政策」そのものが、地域区分の基準如何によっては、当初の理念や目的が次第にぼやけて曖昧 なものになって、「非空間政策 | の側面を強めていくことさえ生じる場合もある。そのことは、「非空間政 策」は、その字義通り「空間なき政策」ではなく、最大限の「空間」である「国民経済」それ自体を対象と している以上、「産業立地政策 | の対象となる空間的差別化の範囲を広げていけばいくほど、「国民経済 | に占める国土面積の割合は大きくなり, 極論すればその極致は, その対象の範囲は [国民経済] 空間を想 定することが抽象理論的には可能である300。それゆえ「空間政策」としての「産業立地政策」の観点から は、「国民経済 | 内における地域設定を検討する場合の空間的差別化の基準は、それに相応しい的確なも のでなければ、その政策効果や有効性は著しく低下することになるであろう。

先にあげた5つの問題のうち(1)~(3)については、その整備の進捗に遅速があっても、少しずつ強化され、あるいは解決されていったとしながら、ここで取り上げる(4)に関しては、次のように述べている。「開発の向けられるべき地域の特定と、その指定方法の問題は、やや一貫性をかいた歩みさえ感じ

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

させる」³¹⁾としながらも、①「特定地域法」(1934年)の「特定地域」から、②「工業配置法」(1945年)の「開発地域」へ、さらに③「地方雇用法」(1960年、63年)の「開発地区」へと変化していく過程は、「産業立地政策がじょじょに雇用政策的な性格をつよめられていく」なかで、「開発地域の概念やその具体的な特定も、これに忠実な対応する動きをしめし、そこにおのずから一つの流れがつくりだされている」ことを指摘している³²⁾。この川島の弁に従って、まず以下での検討は、下欄のように川島の分析に従って①~③の各々の立法措置に即した地域設定の範囲とその指定方法の基準の変化を中心に要約・整理し、そのうえで「一つの流れ」の内容とそのもつ意味、すなわち広くイギリスの産業立地政策の方針転換を示す側面とその背景や経緯、さらには産業立地政策に課せられた役割やその是非、その概念の拡張などを含む問題領域について議論の展開を試みることにする。さらに、①~③の産業立地政策に根本的な変更を迫るとする④「産業開発法」(1966年)の地域設定の修正のあり方を検討³³⁾することを通して、川島がいう「一つの流れ」を解読し、イギリスの産業立地政策に期待される政策効果のもつ可能性について言及することにしたい。

- ① 「特定地域法 | (1934年)
 - A) 指定地域: 1) スコットランド中央部, 2) サウス・ウェールズ, 3) ウェスト・カンバーランド, 4) 北東部海岸の4つの「特定地域 |
 - B) 指定方法: 局地的失業が深刻な不況地域で,工業の構造的特質ゆえに最も影響を受けた開発を もっと必要としている地域
- ②「工業配置法 | (1945年) ―その1
 - A) 指定地域:「特定地域法」の4地域の周辺の主要工業都市を含めて改編されて4つの「開発地域」
 - B) 指定方法:経済的・社会的単位を形成する連続でまとまりある「地域」を指定し、「開発しうる」 地域
- ②「工業配置法」(1945年) 1946年~53年—その2
 - A) 指定地域:レクザムなど5地域の追加指定。グレート・ブリテンは8地域に拡張
 - B) 指定方法:工業の配置に関して失業の危険のある地域(第7条第2項の規定) 「開発しうる地域」から失業多発の危険のある「開発を必要とする」地域
- ②「工業配置 (工業融資) 法」(1958年) ―その3
 - A) 指定地域:「DATAC地域」(Development Areas Treasury Advisory Committee:「開発地域大蔵省諮問員会」) 追加指定
 - B) 指定方法:「開発地域」にとらわれることなく,金融上の助成措置(1945年法の第4の規定)が 適用される地域。商務省の見解で,現に高率の失業が存在し,かつ永続する恐れのあ る地域で、うえの金融上の助成措置に限って認められる地域
- ③ 「地域雇用法 | (1960年)
 - A) 指定地域:「開発地区」(Development District) 原則「職業紹介所地域」(Labour Employment Exchange Area) またはそのグループを単位に示される比較的小地域。1960年の最初のリストでは165
 - B) 指定方法:「現に高率の失業者が存在するか、または予想され、いずれの場合にでも季節的であると一般的であるとを問わず、持続するおそれのある場所」(第1条規定)
- ④「産業開発法 | (1966年)
 - A) 指定地域:新たな広域の「開発地域」の設定 (「地方雇用法」の「開発地区」の廃止)
 - 1) エディンバラ周辺を除くスコットランドの全域

Vol. 59 No. 1

- 2) 労働省の「北部地域」にファーニィス半島を加えた北部開発地域
- 3) 諸「開発地区」にセント・ヘレンズ、エルズメァーポートなどを加えたマージィーサイド開発地域
- 4) 南西ウェールズの一部を除くウェールズ全域と、モンマスシャからなるウェールズ 開発地域
- 5) ガンニズレークなど一部を除くコーンウオルと、インフラクームなどでボンシャの 一部を加えた南西開発地域。これまでの「特定地域」、旧「開発地域」、「DATAC地域」および「開発地区」すべてを通じて最大の領域
- B) 指定方法:「商務省の見解において、産業の成長および適切な配置を促進するために、特別な措置を必要とするようなグレート・ブリテンの部分」、そのうち「雇用および失業の状態、人口の変化、移住および地域政策の諸目的をふくめていっさいの現在および将来の状況を考慮しなければならない 地域

うえのようにその「指定地域 | と「指定方法 | の観点から、法律文書や政府関係の公文書の微に細に入る 緻密な裏付けの論述を剥ぎ取って整理した①~③に至る産業立地政策の歩みにおいて. 特に川島が問題 にすべきと考えた論点は、本来の「立地政策 | が雇用政策に埋没する形態で貫かれざるを得なかったこと、 それから「立地政策 | に「地域開発政策 | ³⁴⁾ 的側面が強化されるかたちで展開されるようになったこと、 この2つに関連する問題点に集約されるとみてよい。前者は、①~③の政策的推移において、本来の立 地政策が雇用政策的性格を強めながら、忠実にこれに対応しつつ、その立場や内容を移行させていった 過程を「一つの流れ」として追求したことに問題点をみている。そうした「一つの流れ」は、地域設定の あり方とその選定基準に反映され、特に③の小規模乱立の「開発地区」=「職業紹介所地域」などの小地 域単位の指定は、一言でいえば、局地的失業の危険性が高く、それを反映した地域の産業構造を基準に 設定されたものでなく,既成工業地帯から後進地域一帯に拡散して,失業率の高低の可能性を基準に実 施されたことに顕著に示されている。そうした地域指定のあり方は、本来の立地政策の政策効果を弱め、 たとえば②のより広い旧「開発地域」に属していたとしても、立地政策上開発の重要「開発地区」であっ ても低失業率の「開発地区」は除かれてしまって立地政策の恩恵を受けることができず. 何よりも開発の ためのまとまりのある最低限の地域的単位さえ構成できない小規模「開発地区」などは、開発そのものの 意味さえ喪失しかねない。こうした小規模的性格をもつ 「開発地区」 の欠陥を取り除き. その実際上の開 発効果の有効性を高めるために、よりまとまりのある地域単位に編入するとすれば、②の旧「開発地域」 とほとんど異ならない地域設定になるであろう、というのが川島の問題点のとらえ方である³⁵⁾。それに もかかわらず、こうした③の「地方雇用法」に規定された線に沿っての「開発地区」の設定がなされた背 景には、①の「特定地域法 | で指定された 「不況地域 | = 「北東海岸地域 | に象徴されるように、「地域雇用 法」の趣旨や目的に反して「開発地区」に「成長拠点地域」(Growth Zone)としての意味が付与され、失 業の救済よりは地域の成長力=競争力の向上の明瞭な目的と意図のもとで推し進められてきた事情も存 在したことを明らかにしている³⁶⁾。

いわゆる「地域雇用法」による「開発地区」の指定は「商務省」、「成長拠点地域」構想は「貿易および地域開発担当国務相が管轄するという、同一政府のもとで、「産業立地政策」と「地域開発政策」に対して、同一の「開発地区」に混在させて異なった方針が打ち出されている点に、指定のあり方や選定基準に加えて「開発地区」の抱える根本的な矛盾をみている。川島にとって、その矛盾や軋轢は、本来「空間政策」であるべき「産業立地政策」が「非空間政策」である「雇用政策」に侵食され、さらに「産業政策」的な側面から「開発地区」に成長政策を担わせるという、その目的や理念から大きくかけ離れ相互に異なる政策領域

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

が同一の「地域」に乗り入れする状況の恣意性と曖昧性に求めている³⁷⁾。

しかし、こうした 「開発地区 | が抱える問題点をみた川島にもっとも大きな批判的なインパクトを与え たのは、たしかに④の「産業開発法」、それを誘導した1970年を目標年次とする「全国経済計画」の発表 であったことは疑いえないと思われる。この「全国計画」は、 恒常的かつ慢性化する国際収支の赤字を解 消するために、国民経済全体のGDPを上昇させるための産業の競争力の向上をめざしたもので、そのた めの方策として後進地域の潜在的な成長力の顕在化が不可欠であり、従来の産業立地政策に根本的な変 更を迫るものであった38)。したがって,「開発地域」の選定にあたっては、従来通り失業や雇用の状態は その基準・条件になっていても、「産業の成長」にこそ本来の狙いがあり、指定地域に「投資」を活発に誘 導して地域の「成長 | 的側面を増進させて国全体の所得の引き上げをめざしたものであった。そのため、 従来の投資促進制度を改めて、新規投資を行う企業に対して、まだ十分な利潤が期待されない状況のも とでも恩恵を与え、その特恵の額が事前に把握でき、しかも迅速に付与するとともに、投資による危険 負担を軽減させる「投資補助金制度 | を策定した 39 。そのことにより、これまでの① \sim ③までの立地政策 が設定した地域をはるかに超える領域に、投資を促して国全体の成長の規模と速度を高めて政府の立地 政策の浸透を図った。こうした政府の意図やねらいに適合するように、現在および将来の失業水準に依 存した「開発地区 | が廃止されて、これまでの① 「特定地域法 |、②旧 「開発地域 |、「DATAC 地域 | および ③ 「開発地区 | のすべてを通じて最大の領域を占めることになった⁴⁰。すなわち、④の 「産業開発法 | に よる修正によって、産業立地政策に期待される「成長」的側面が前面に押し出され、①「特定地域法」以 来曲がりなりにも堅持されてきた「福祉政策」的な「再分配」的性格が後景に追いやられ、そうした産業 立地政策本来の政策的「独自性 | や「固有性 | が次第に危ぶまれるようになった。執筆当時の川島にとっ て、④の「産業開発法」は公布されて間もない時期であったので、その現状把握や評価に対しては明快に 述べることができなかった事情も関係して、このようなはっきりした言い方での弁を控えられてはいる。 しかし、やや抑制した立場からの論述のなかに、川島の立地政策の歩みとともに変化する側面への確か な眼差しには、立地政策の「非空間政策 | への埋没とその「成長 | 的側面の重視による立地政策の「地域開 発政策 | への糾合的傾向という2つの問題点を見抜く慧眼を感じ取ることができるであろう 41)。

川島の析出した基本的かつ根本的な問題点は、以上のことに尽きるが、川島がイギリスの産業立地政策の推移を検討する際の視点や方法、あるいはその批判的な基軸は、その本来のあるべき立地政策 = 地域政策を「理念型」として、そこからのズレを問題とする立場から、「特定地域法」との対比でそれ以後の②~④の政策の変容のあり方をみることにあった。

川島の立地政策の推移のなかに見出した「一つの流れ」は、それ以降1970年代のサッチャリズムの登場による地域政策の改変、その後のブレア政権誕生による1990年代以降の地域政策の新展開および現在の地域再生の政策へと旋回する地域政策⁴²⁾をとらえるときの明確な評価軸にもなりえている。そうした評価軸を見出しえた背景には、1960年代のほぼ完全雇用状態での良好なマクロ経済環境下において、川島が基本的問題点を抽出することが可能な立地政策が多様に整備・拡充強化されてきたことも見逃すわけにはいかない。その意味では、「地域開発の理論と実際の黄金時代」⁴³⁾でいわれる1960年代の立地政策の展開状況は、その現代的意義の観点からも、現在および将来の地域政策のあり方や存在意義、そのビジョンや方向性を考えるうえでの有益な課題をも提供していると思われる。

Ⅲ 産業立地政策のもつデマンド・サプライプルの二面性―その再構築の視点

これまでみてきた川島の産業立地政策や地域政策のとらえ方、その政策の独自性についての定義は、川島自身の首尾一貫した立場が極めて明瞭であるのに反してわかりづらい面があり、というよりむしろ

一貫した「理念型」の観点⁴⁴から、それぞれ推移する政策との対比でそのズレ=段階差をみる方法を採用しているがゆえに、緊急時、短期・長期の時間的変化の区別⁴⁵⁾やその政策効果の多様性のもつ意義の重要性について認識し難いものにしている。川島の堅持する立場が強固であればあるほど、定義を構成する用語およびその相互関係を理解するのは必ずしも容易なことではない⁴⁶⁾。そして、川島の堅持する立場の強固さが、経済地理学の専門的に独自の領域を導き出していることと内在的な連関性をもっている点にこそ、川島のイギリスの産業立地政策を検討する際の真骨頂がある。それだけに、川島のとらえ方や定義を外延的に拡張して、産業立地政策や地域政策の多様性や多義性にまで踏み込んで再構築するのには困難性を伴う。

第1章でも言及したように、イギリスの一連の産業立地政策は、直接的には『バーロウ報告書』(産業人口の分布に関する王立委員会:バーロウ委員会)の提言の直接の影響 47) を受けた面はあったにせよ、その政策手段と期待される政策効果からみて、広くケインズ政策に包摂される性格のものであったと位置づけることは、あながち間違いではないはずである。このかぎりにおいて、川島が「理念型」とする「特定地域法」による制度と施策の整備について、その「不況地域」に対する企業誘導は、新規導入の「投資」のもつ「需要」面から有効需要不足の解消を通じた地域の均衡所得の回復をめざした地域への「再分配」政策であったという見方が可能である。すなわち、こうした「不況地域」および国民経済の労働市場の不均衡の解消を通じた国民所得決定、いわゆる「不完全雇用下における均衡」への回復は「緊急時」あるいはごく「短期」を前提にしたものととらえることができる。そうした前提のもとでの外部からの企業誘導やその助成措置は、一定の効果があったことを認めつつも、人口と産業の全国的な不均衡から生じる「不況地域」の産業構造の改変、雇用拡大に根本的な影響を及ぼす恒常的に過密化する産業集積都市地域との懸隔を埋めるようなものには到底なりえない。

したがって、「特定地域法」の理念や目的、そこから導き出される「不況地域」への企業誘導は、その期 間の長短の実際上の効果に応じた政策評価を行うことが重要となるであろう。地域間の産業構造の平準 化に向けた取り組みには、企業=資本の立地上の自由選択の権限を抑制する困難性480とともに、外部か らの実物投資としての企業誘致が固定資本を投下して, その生産的機能の発揮による直接・間接の多様 な波及経路を通した多角的な産業連関構造が形成されるまでには.極めて長期間を要する長期動態的変 化のプロセスを前提としなければならない。こうした現実的な視点を考慮すれば. まさに恐慌時の緊急 性をともなう不況地域の雇用・所得拡大を要する立地政策は、川島のいう「福祉政策的な」という修辞を 冠するに相応しいものであっても、それは長期動態的変化のプロセスを前提とするような立地政策から は明瞭に区別される必要がある。それは、敢えていえば、川島の認識する本来の産業立地政策とは峻別 されるべきもので、「均衡国民所得下の不均衡(不完全雇用)」のもとでの「短期」の「数量調整」、「不況地 域」に発生した「非自発的失業者」の一時的解消のための政策と理解することができるであろう⁴⁹⁾。その 意味では、それは「不況地域 | の「需要不足 | を埋め合わせる具体的な立地を介したケインズ政策そのも のといってよい。 本来の産業立地政策として、地域間の産業構造や産業の地域構造へのアプローチを問 題とする観点からは、「不況地域 | の局地的失業の救済や防止に一過性的な役割を担わせているかぎりに おいて、「福祉政策」に埋没した形態での立地政策、いわゆる「非空間政策」に強く依存した「産業立地政 策」と理解する見方もできるであろう。 また、 それはうえで指摘したケインズのマクロ経済理論の核心 の観点から、「福祉政策」的「再分配政策」を手段として、未利用資源である局地的失業者の完全利用によ る資源配分の効率性を通じた国民経済の潜在的成長の実現をめざした政策ともいいうる500。もっといえ ば、ケインズ政策のこうした見方を首肯すれば、川島のいう「福祉政策」的な側面をもつ「産業立地政策」 は,「全国土」「国民経済」を視野に収めた一国経済の視点から実施されるとするなら, 地域間の資源配分 の効率性を通した国民経済の所得の底上げを図る産業の「成長政策 | 的側面をももち合わせているとの イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

理解も可能となる。

Oct. 2023

たしかに、このような脈絡から、短期の有効需要不足解消後における「不況地域」に誘導された企業は、 「投資需要 | から 「成長 | 的機能発揮の局面に移行し、地域内の産業構造を改変していく存在となってい く。川島の立地政策は、もっぱら外部から「不況地域 | への企業誘導を図る産業分散立地政策を問題とし て. しかもその「福祉政策 | 的な「再分配的政策 | の側面を強調して着目しているために、新規に誘致さ れた企業の地域内でのその後の「成長」的側面には眼を向けていないという難点がある。したがって、誘 致される企業の具体的な特質や産業連関的な機能にはまったくといっていいほど分析の対象からは除外 されてしまっている。もっとも、こうした分析は立地政策の変遷とその問題点を析出し検討するという 本来の目的とは異なった課題であるので、これ以上の考察が試みられていないという事情もあったので はないかと思われる51)。しかし、経済地理学の専門研究的な独自性を明確化するために格闘してきた川 島にとって、誘致された企業のその後の地域内での産業上の連関性や地域の成長による地域所得・雇用 の拡大などの課題は、いわゆる「地域の産業や開発 | に関わる政策は、本来の「産業立地政策 | = 「地域政 策 | との峻別を図るうえで産業の成長政策としての「地域開発政策 | = 国民経済が高度成長の局面にある 政策であることの厳格な明確化にあった。そのことは、今回の論稿でも、③の指定された「開発地区」を 対象に「地域開発政策」と「産業立地政策」のくいちがった方針で施策が講じられていること自体「一つ の重要な問題 | であることを強調し. 同じく地域を対象にした政策であっても, 両者はまったく異なった 別個に独立した政策であることを指摘していることにもみられる。ここまでいちいち厳格に指摘しなく てもいいと思われることに対しても、川島にとっては見過ごしにできない重要な問題としてとらえられ、 イギリスの「特定地域法 | をその「理念型 | とする「産業立地政策 | は、まさに経済地理学 「独自 | の政策で あり、しかも適用される資本主義発展の「段階差」が異なる両者は、当然その理念や目標、解決すべき課 題も異なる以上,徹底的に「地域開発政策」からは峻別する必要がある,という見解を示している。こう した指摘の背景のなかに、「産業立地政策」は資本主義の「成熟」段階にはじめて登場する政策として、一 国経済が急成長する「成長 | の段階で適用される成長政策や産業競争政策からは明確に区分されなけれ ばならないという強い思い入れを感じ取るこができる520。

なるほど川島のいうように、その両者の適用されるべき発展の「段階差」による両政策の性格や特質が違ったとしても、当然のことながら、その産業立地政策の対象となる産業や企業に、その「地域開発」的な「成長」の側面が決してないわけではない。むしろ地域のそうした側面こそは、外部からの産業や企業を呼び込むことを主眼とする地方分散的立地政策よりも、その後の川島のめざす地域間の産業構造の平準化・均衡化に向けた取り組みには不可欠であり、地域内の企業や産業の「成長」的側面に眼を向けない立地政策は、その効果を著しく欠落させたものになるにちがいない⁵³⁾。つねに問題として立ち現れる経済地理学の学的な「独自性」や「固有性」について、絶えず意識しなければならない立場からは、川島にとって両政策の峻別はある意味宿痾であったかもしれない。

以上の論点からは、少なくとも資本主義の「成熟」段階における地域の企業や産業の「成長」局面と、資本主義の発展途上期の「成長」段階との混同した把握の仕方そのものは、はっきりと峻別されなければならないであろう。事実、恐慌期以降から現在に至るイギリスの経済史を見渡しても、それは川島のいう資本主義の長期「成熟化」の流れのなかで、衰退・停滞と成長の好不況の経済循環を経験してきた。川島に従って、恐慌時の1930年代以降を資本主義発展の「成熟」の歴史的段階として位置づけるとすれば、その時々の衰退・停滞と成長の局面は、産業立地政策の展開と政策効果に直接・間接の影響を及ぼすだけでなく、特に景気循環の衰退・停滞の不況基調の経済情勢のもとでは、よりいっそう地域間の産業構造上の懸隔や断絶は先鋭化して受け止められ、それを是正して平準化のベクトルへの舵を切る政策が強く要請されるはずである。このことに象徴されるように、資本主義の「成熟」の発展段階では、成長が鈍

化して緩慢にしか進行せず、換言すれば長期デフレ基調の不況が恒常的に内包する時代に必要な政策こそが、まさに国民経済を視野に収めて国土的観点を強く意識した「産業立地政策」=「地域政策」で、失業率や所得の地域格差の原因として地域間の産業構造の不均衡問題が際立って顕在化し先鋭化する。地域間の産業構造の不均衡や懸隔の状況が特に問題化するのは、それが失業率や所得の地域格差を生み出す条件の主要因として大きな意味をもって影響を及ぼすからである。それとは対照的に、一国の資本主義が急成長するまさに「成長」段階においては、地域間の産業構造の不均衡や懸隔状態を生み出すことによって、各経済主体=産業・業種・労働者の所得上昇を図りながら、国民経済全体のパーフォーマンスを向上させることになり、より高所得をめざしての労働力の産業間や業種間移動を反映して形成される、こうした地域間の産業構造の差異こそが国全体の所得上昇を実現する機動力になる。もちろん、資本主義の「成熟」段階にあっても、「成長」段階と同様な動きとベクトルは強化推進されるが、国民経済全体の成長に陰りがみえて「成長」が緩慢にしか推移しない景気の安定・停滞基調下では、地域間の産業構造の不均衡や懸隔状況は、それぞれの地域の「成長」の制約要因や足枷となる540。

このような理解 55 が川島の意を汲んでほぼ正確に解読したものであるとすれば、なるほど資本主義発 展途上期の「成長 | 段階に相応しい政策としての「地域開発政策 | あるいは「非空間政策 | としての地域 の成長を支援する「産業政策 | や「地域産業政策 | とは、経済地理学の政策的「独自性 | を打ち出すという 立場からは、たしかに明瞭に区別して認識することは重要かつ必要不可欠ではある。独自の「研究対象」 をもたない経済地理学の学的「独自性」56)について、地域間の差異を比較する「研究方法」に見出した川 島にとって、政策の「対象」となる「地域」は、その政策効果を考慮して「全国的視野」から地域間の関係 を俯瞰して設定されなければならない⁵⁷⁾。このことを確認しつつも、「産業立地政策」が外部から問題地 域に企業を誘導するだけでこと足りる政策だけで済まされるはずもなく、その誘導した企業が産業構造 上の連関性を通じて、どのように地域の産業構造を改変・再編していくのか、その誘導した企業の特質 や役割 (たとえば域外市場産業, 域内市場産業の区分など) にまで, その「成長性」や「競争力」が地域経 済の構造に与える影響などに立ち入らざるをえない。すなわち、ともすれば地域の「外来的開発」型の地 方分散立地政策とも把握される川島の前提とする「産業立地政策」には、地域内の「内発的発展」型の開 発に求められる各種の「非空間政策」が必ず付随して採用されなければ、川島が問題とする問題地域の成 長力の回復も到底見込むことができない。もちろん, 川島は「産業立地政策」= 「地域政策」を支援する「非 空間政策」の必要性を十分認めているだけでなく、問題地域に対する政策効果という点では、むしろ本 来の「産業立地政策」を適用して得られる以上の効果を発揮することさえ理解している580。そこには、地 表の総合的な個性記述を課題とする「地誌」になぞらえて,「非空間政策」の相互乗り入れによる政策パッ ケージの寄せ集めによって、全国的視角を欠いた「地域」の設定の恣意性や弾力性をともなって、単なる 仮象としての「地域」を冠した経済主体間の戦略的競争に陥ることの危惧を読み解くことができるかも しれない。99。川島にとっては、資本主義経済において生成・形成される「地域 | は「仮象 | そのものであり、 そうした「仮象」を生み出す「地域性」を解消して、全国土的視角から「地域性」をなくす生活環境=地域 間の産業構造の平準化や均等化 (平等性) を取り戻すことが究極の課題である。それゆえに、イギリスの 産業立地政策の検討において多くの紙幅を使って,「地域」の設定のあり方それ自体に子細に拘って, そ の基本的かつ本質的な問題の析出に専念せざるをえなかった。⁶⁰⁾

「産業立地政策」の本来めざすべき目標は、資本主義の再生産の円滑な運営に対するアプローチの一つであって、それには様々な「社会的調整」の手法があってもよいはずであると思われる。そして、各種の「非空間政策」が相互に補完して対象となる「地域」での「調整」を図って、その「地域」の再生に関与するプロセスを体系化することは重要な課題となるであろう⁶¹。当然、各地域での「調整」は、それぞれの地域の実情の多様性に応じて多様性をもつことになる。特に経済地理学の独自の観点からは、川島もイギ

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

リスの産業の地域構造の分析において指摘しているように、同じ産業や業種において成長力や生産性、競争力の面で地域的差異=地域性がみられることに対して、その原因を探って明らかにたうえで、その平準化=均等化の論理と道筋を考察する「調整」のあり方を模索するのも一考に値する。そうした「調整」プロセスは、資本主義発展の「成熟」段階に相応しい性格のもので、そうした段階ではじめてより大きな有効性を発揮することになる。川島の論稿における同一産業・業種の地域間の差異を反映した各地域の「成長的要因」と「構造的要因」に関わる実証分析からは、資本主義の「成熟」段階でおいて、同一の産業や業種がもつ様々な「地域性」=「異質性」を分析して研究することの意義や有益性を引き出すこともできるであろう⁶²。

おわりに一グローバル競争時代の地域政策と社会的調整

川島のイギリスの産業立地政策研究において提示された基本的な立場と析出された問題点は、経済地 理学の独自性や専門性を意識した研究を試みる場合、現在なおその有効性を失っていないと考えること ができるであろう。しかし、川島が研究に専念した時代とは異なって、グローバル競争の進展を背景に、 国境を越えた経済活動の自由度が著しく高まった現在、かつてのような福祉型国家の枠組みのなかでの 産業立地政策を許さない状況を生み出している。ICTの急激な発展や輸送費の大幅な節減に牽引された 国境を障壁としない産業集積地域の形成。世界的規模でのバリュー・チェーンとネットワークの構築。 あるいは地域間競争の軸となる地域ブランドの創発など、それに対応した研究が脚光を浴びている。こ うした研究分野では、国際経済学や国際経営論、多国籍企業論などの分野に主導されて発展してきた面 が強く、これまで企業の競争力や優位性などの観点から立地や空間の問題に対しての一定の知見や業績 が多数蓄積されている。経済地理学が独自の視点と方法からの「問いかけ」や「問題設定」はいま問わな いにしても、その一方でグローバル競争がもたらす経済格差や分断現象を反映して、 弛緩しても堅固に 維持される国民経済内部の問題地域にさらに集中的に貧困や困窮状態をつくり出している。特に日本の 現実をみるとき、人口減少が急速かつ傾向的に歯止めがかからない状況が覆いかぶさって、イギリスの 恐慌時とはまったく次元が異なる労働力の再生産の前提となる人口の再生産機能さえ消失する深刻な事 態に直面して. まさに市場経済を支える「社会」=「地域」 それ自体の存立基盤が崩壊・消滅する危機の 渦中にある⁶³。特に集積効果への「期待」が加速度的に進行する大都市圏や一大産業集積地域に至るまで のより低次の下位階層クラスや最末端階層の地域単位に、こうした危機が集約化されて集中的に生じて いる。

資本主義発展の「成熟」段階、そこから「衰退」段階への移行が緩慢に進行する長期的変化のなかで、「社会」的紐帯の諸関係の総体が消滅する「地域」の出現は、川島であれば決して見過ごしにはできない事態であって、まさに恐慌時の深刻度をはるかに凌駕する資本主義の「体制的危機」以外のなにものでもないという、とらえ方をするはずである。それは、その当時の川島がほとんど想定すらしない、あるいはできなかった「地域問題」で、まさに一国経済の再生産を労働力=人口の再生産に直接結びつける「社会的調整」の総動員を不可欠とする「社会問題」でもある⁶⁴。こうした事態に対しては、現在の規制緩和の流れのなかで競争力や効率性=生産性の向上を各経済主体に要求する「自己責任論」のもとでは、ミクロ単位での努力は当然必要となって、各末端の地域経済やまちの構造改革が急務であることはたしかであろう。しかし、一国経済の成長が鈍化・停滞化するなかでその時々好不況の循環局面が繰り返される状況下、いわゆるほとんどゼロサムの「分配」状態が常態化すること前提とするなら、ミクロ単位での各地域の再生に向けた競争は、国全体のパイが伸び悩むなかでの優勝劣敗を通じた地域間の「分配」の変更による改善にしかすぎず、その恩恵も競争に打ち勝った地域のみ与えられ、競争に負けた地域はさらに劣悪な状

Vol. 59 No. 1

況に陥ることになる。すべての地域経済の構造改革が成功裏に終わって、各地域の「分配」が向上して、その結果一国経済全体のパイが急上昇するような状況が想定できないのは、だいいちすべての地域の競争条件が同一ではないという問題を抱えているからである⁶⁵⁾。

したがって、広く地域政策の観点にたてば、地域消滅の危機に直面する地域や地方の農山村・漁村地 域. それに連携して「垂直的に包摂」されるより高次の階層クラスの広域地域を地方ブロック単位にして、 両者を明確に区分して、後者のより広域の地域を対象に、自立的な循環型経済を形成する地域経済の構 造改革を強力に推進し、その中心地のもつ集積的機能の高次化を積極的に図ることに集中するようにす る。それに対して、前者の地域は、農山漁業など競争上の優位性の確保が困難な産業構造を中心に、しか も人口の社会的・自然的動態からみて「地域消滅」の可能性が現実化して再生産の存続が危ぶまれる地 域として、思い切って市場経済からのディカップリン化 66) をめざす方向で検討してもよいのではないか と思われる。すなわち、「選択と集中」の原理に従って、前者と後者をそれぞれ、「非市場経済領域」「市場 経済領域 | の構造改革地域として指定し、前者を後者に包摂して独自に設定するのも検討に値する。前者 の末端地域は、圧倒的に地方の農山村地域(中山間地域や山間地域)が占める割合が大きく、しかもその 存在のもつ多面的機能を通した国土保全や自然環境維持機能. 景観形成機能など. 広く国民に対して外 部経済的価値を創造している。こうした市場経済原理に乗りにくい公共的価値の国民的合意のもとでの 理解が得られるなら、それを論拠に市場経済から切り離して地域の関係者に直接所得補償などの形態や 手法を通じて. これら地域に限定して. 国家の直接的介入による「社会的調整」としての「地域政策」を 講じることにも検討の余地がある⁶⁷⁾。そして. 後者のより広い地方ブロック単位の地域には. それに相 応しい枠組みで都市機能を担わせて、前者の地域間の「合併」ないし「水平的連携」を図りつつ、その独 立性や自立性を保持しながら「垂直的連携」を通じて一体的に経済圏を構築することも考えられよう⁶⁸⁾。 こうした構想の目的は、首都圏・東京一極集中の地域構造を少しでも抑制や改善することにあり、国土 に多数の地方ブロック単位を配置して、「多極集中」型の地域構造改編への布石を打ち、「地域の選択と集 中」の方針のもとで、「効率性と平等性」のバランスを図りながら、「国土の均衡ある発展」を具現化する ことにつながるにちがいない。東京一極集中の集積構造からの転換には、グローバル競争とは対立する 「経済的民主主義」の理念にもとづく地域間の「社会的調整」が不可欠であり、 反 「グローバリズム」 の期 待が強まれば、「国家主権」の枠組みが強化される方向で回復し、その実現にはより現実味を帯びたベク トルが作動することも予想される6%。これらのデッサン風の実に曖昧な状態のラフな構想に対しては、 紙幅の関係もあり、今後別稿で本格的に論じることにする。

ともあれ、グローバル競争で見捨てられ、もっとも競争上の条件が不利な地域に「自己責任論」を押しつけて、それぞれの地域は個性を発揮して生き残り戦略で乗り切ってほしいという最近の潮流は、首肯できる面は多々あるが、経済地理学の独自性とそれに裏付けられた政策として明示できないのであれば、ともすればたんなる地域無用論と同義にもなりかねない。実際、川島がイギリスの産業立地研究において問題とした点は、このことの考察の徹底化に尽きるかもしれない。そして、川島が研究に専念した当時とは時代背景がまったく異なるという見解や立場に対しては、特にグローバル競争時代であったとしても、経済地理学の本質や学的独自性を明瞭に意識した研究が厳しく問われなければならないであろう 70 。

注

- 1)1990年代の後半から「国土計画制度」の見直し作業を行い、2005年の「国土計画法」によって「21世紀の国土計画制度」が成立するまでの経緯については、矢田(2016)の論稿を参照のこと。
- 2)「第二次国土形成計画(全国計画) | (2015年) において、イノベーションを促す「対流促進型国土 | をめざし、「コンパ

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

クト+ネットワーク」の国土形成を掲げている。「これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現」という記述がみられるように、実際、これまで経済地理学研究に限っても「国土の均衡ある発展」の理論的な内実や具体的にビジュアルに理解される明瞭なものとしてほとんど提示してこなかったことは確かである。

- 3) グローバル化・新自由主義の潮流のなかで、本格的な格差社会の到来を背景に強化されてきた面が強く、福祉国家型の再分配政策を採用する財源的余裕がなくなり、「選択と集中」の原理にもとづく地域の選別・差別化という意味合いが濃厚である。
- 4) これに関して、特に法律・制度面に限っていえば、国が示した方針に基づきながらも、自治体主導の企業立地促進策に関わる計画を策定できるようになった。たとえば、「企業立地促進法」(2007)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2014年)などが参考となる。片桐(2016)、31-31ページ参照のこと。
- 5) 川島 (1966a), (1966b), (1966c) の 3 編の論文でイギリス留学時代の研究成果である。本論文では、参考文献にあげた関連する多数の研究業績を参照にしながらも、もっぱらこれら 3 編の論文の解読を通して、川島の「イギリスの産業立地政策」研究を検討して析出した問題点や課題、経済地理学の政策的独自性の観点から捉える視点や方法などを中心に議論を展開していく。
- 6) 川島 (1966a), 1ページ。
- 7) 川島 (1966a), 2ページ。
- 8) 同上, 2ページ。

Oct. 2023

- 9) たとえば、同上、2ページおよび川島(1966c)、2ページ。
- 10) 「空間政策」と「非空間政策」の区分の詳細については、辻 (2022)、1-5ページ参照のこと。
- 11) ともすれば川島が懸念していた「空間政策」の「非空間政策」への埋没化は、「空間政策」を無効化・無力化する方向で急速に推し進められている。これは、「空間政策」を「非空間政策」から完全に分離してその政策効果を発揮させることの困難性を示している。
- 12)「社会的生産諸力」の発展に資本主義経済の地域的展開をみる川島の経済地理学は、当然歴史的変化の多様性のなかで、産業立地政策や地域施策をとらえる視点や方法をもっている。
- 13) 川島 (1966a), 2ページ。
- 14) ケインズ政策との関連で産業立地政策をとらえる視点は,前者の政策が国家の介入の有効性をマクロ経済理論的に解明したからで,そうした国家介入の論拠にもとづいて,国土の極端な地理的不均衡を反映して,特定地域に集中的かつ局地的に顕在化した非自発的失業者の問題 = 「地域問題」を解決できる土壌が形成されたことに見出すことができる。
- 15) これに関しては, 石井 (2022a) の論文を参照のこと。
- 16) 特に川島 (1966c), 3-5 ページ。
- 17) ここでは、資本主義の「成熟」段階を緊急時・短期と長期的変化に区分し、地理的な極端な不均衡状態を是正するためには長期間を要し、その意味で本来的な産業立地政策は長期的変化のなかでその政策効果を発揮せざるをえない側面を強くもっていることを指摘している。
- 18) たしかに川島がいう「福祉政策的な」は、恐慌時の緊急性や応急性を要するときに相応しい用語であり、長期の場合 にそれを使用するなら、空間的資源配分の是正を通じた再分配をめざした「福祉国家」型の産業立地政策という点を 明瞭にした方がより説得力があり妥当性があるように思われる。
- 19) K.ポランニーとの関連でいえば、「経済(市場経済)に埋め込まれた社会」が崩壊現象を示して、本来あるべき姿としての労働として「脱商品化」する市場経済(自己調整的市場)に対する抵抗の動きとみることができる。
- 20) 資本主義経済の再生産は、同時に「社会」の再生産でもあるが、その断絶が通常は「経済的調整」=市場の自己調整機能によって修復されていたものが、「社会」が空間的にまとまりある「地域」として組織化・編成されていたので、大恐慌時には「経済」の崩壊が即「社会」の崩壊に結びつく事態が生み出されるとになった。もしそうであるなら、逆にいえば、このことは「社会」は「地域」内のつながり・連帯やネットワークに支えられていることを意味している。
- 21) 成熟経済下の「社会的調整」は、成長経済下のそれとは基本的に異なる点は、後者は地域の成長産業群のパーフォンマンスが停滞・衰退状態の不十分を補って地域全体としての成長を図ることができるのに対して、前者では顕著な成長産業群が長期間にわたってみられず、存在していてもその不十分さを補償するほどの良好なパーフォーマンスを実現できないために地域の成長が見込めず、それを妨げる要因となる。この点に関しては、辻(1999a)、3-6 ページ
- 22) そのことは、地域の成長を促進するような産業構造の連関性をふまえた循環構造のあり方を究明し、地域の「成長的要因」と「産業構造的要因」の連結性の改善をめざした産業立地政策の検討が必要とされている。長期的な視点にたてば、好況の景気変動の局面を前提に、地域間の雇用・所得格差は、地域間の産業構造の不均衡や懸隔(「構造的要因」)は大きな影響を及ぼすことは確かではあるが、川島もイギリスの地域の産業構造分析のなかでも指摘している

Vol. 59 No. 1

ように地域の「成長要因」も重要な要件となる。川島 (1966a), 20-25ページ。

- 23) 川島 (1966c), 36-37ページ。
- 24) ケインズは資本主義発展の将来展望として、富と所得の恣意的な不平等によって、消費性向と企業の投資誘因の減退を背景に完全雇用が達成されないことを憂慮している。これは、川島のいう経済主体の所得不平等の条件となる「地域間の産業構造上の不均衡」が問題化する「成熟」段階の資本主義の傾向的特徴とみても差し支えないであろう。ケインズ(2021)、全集・第24章参照のこと。
- 25) 第1~3編の目次構成に従えば、本来なら第2編の \mathbb{N} と4は、第3編の目次構成となり、第2編では1965年「オフィスおよび工業開発規制法」をもって稿を閉じる予定であった。しかし第2編の現行執筆中現行の産業立地政策にかなりの変更を含むものであったとして、第3編は計画を変更して、1章を割いて「産業開発法」の法律面での子細な検討と問題点の指摘を行い独立した論文として執筆している。このあたりの経緯については、川島 (1966c)、1ページ参照のこと。
- 26) こうした川島の「問いかけ」は、国民経済の枠組みが著しく後退し、グローバル競争時代の地域間や都市間競争、国境を越えて展開する産業集積やGVCの形成が課題となる潮流のなかでは、たしかに吹き消されそうな情勢にある。
- 27) 川島 (1966c), 2ページ。
- 28) 同上、3ページ。
- 29) 26) にも関連して、現実に経済主体の競争優位や成長力が問われる情勢のもとでは、川島が懸念した「地域」設定の恣意性や弾力性それ自体問題とならない機運がある。
- 30) さらにその極限は、新古典派の世界が想定する世界が現出し、現実的にはグローバルな地球全域となって「空間的無 差別化 | の「空間 | となる。
- 31) 川島 (1966c), 9ページ。
- 32) 同上、9ページ。
- 33) 以下での各産業立地政策を反映した「地域 | 設定の推移の要点整理は、川島 (1966c)、9-28ページ参照。
- 34) 川島が使う「地域開発政策」は、資本主義発展の途上局面での「成長」段階の政策で「成熟」段階の「地域政策」とは 厳格に区別される概念である。
- 35) これに関わる子細な検討については、川島 (1966c), 16-17ページ参照。
- 36) 同上, 17ページ。
- 37) 同上、18ページ。
- 38) この計画は、国民経済の最大限可能な経済成長を実現するために、相対的な衰退地域の遊休資源=遊休労働力の積極的な活用をめざし、こうした観点から「地域問題」を捉えなおした点に、その大きな特徴をもっている。
- 39) このあたりの子細な経緯については、川島 (1966c), 26-29ページ参照。
- 40) この新地域は、「政府のより広い地域政策に関連し選ばれ、かつすべての経済事情を考慮に入れる。とくに失業の水準とともに、移住を含む人口の変動や雇用の趨勢といった考慮をはらう」ことを基準に決定されている。川島 (1966c)、24ページ。
- 41) 川島のイギリスの産業立地政策の批判的視点は、この2つの問題点に集約化してとらえることができると思われる。
- 42) これに関しては、辻(2002)、第6章「1970年代の地域政策」および第7章「サッチャー政権の地域政策改革」を中心に、現在に連なる1990年代以降の地域政策の論述を参照のこと。
- 43) 同上,81ページ。
- 44) その「理念型」は、資本主義の発展の「段階差」を反映したものであることは、石井(2023)の論稿での考察を参照のこと。
- 45) こうした時間的区別により、川島の規定する「地域政策」(「産業立地政策」) 概念は、より厳格な概念として明瞭化され鮮明に理解できるものと思われる。
- 46) 定義や概念を構成する要素、「成熟段階」「全国的視野」「体制維持」「修正資本主義」「福祉政策的な」などの関連性を問い、体系的かつ統一的な観点から練り直すことは不可欠であろう。その前提として、「地域問題」を捉える資本主義発展の理論的枠組みや方法論をいま一度検討し、欲をいえば、さらに経済地理学の立場から認識される資本主義論の構築にまで範囲を広げての探究も期待される。
- 47) 特にイギリスの過密集積問題の抑制と関連して(それは同時に地方分散立地の促進)言及している。川島 (1966a), 3ページ。
- 48) この困難性は, 特に「過密集積地域における産業開発の抑制」に対して顕著になる。川島 (1966a), 3 ページおよび (1966c), 5 ページ。
- 49) このかぎりにおいて、それ以後は均衡地域所得が達成され、当該地域の労働市場は価格の自己調整機能に従って労働力の過不足は解消されることになる。

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

- 50) まさに、1965年に1970年次を目標年次とする「全国経済計画」(National Economic Plan) は、こうした経済成長の増進の促進をめざしたものと理解することができるであろう。川島 (1966c)、23 ページ。
- 51) 必ずしも地域の「成長」的側面に着目しなかったわけではない。地域間の雇用成長率の差 (1952-62年) について,「地域産業構造の差異」と「同種産業部門の地域間成長率の差異」の 2 つの要因に区別して,その起因する原因を探求している。しかし,ここではこれ以上立ち入らないとして,それに対する分析・考察は止めている。川島 (1966c), 24-25ページ。
- 52) そのことは、「イギリスの産業立地政策や地域開発政策の模倣や追随においては、いちばん熱心なわが国の場合でさえ、その理解はけっしてじゅうぶんであったとはいえない」という弁にもっとも顕著に示されている。川島 (1966b)、90ページ。
- 53) このことは十分認識していたが、執筆当時には「地域開発政策」との混同を避けることに主眼がおかれていた。
- 54) こうした見方は一面的で、地域の「成長」が制約されることが「原因」となって、「結果」として地域間の産業構造上の不均衡がよりいっそう増幅される視点をも川島は持ち合わせている。この点に関しては、石井(2021b)、111-112ページ参照のこと。
- 55) 成長が鈍化傾向を示す「成熟」段階では、地域間の産業上の不均衡を増幅するかたちで「経済的調整」(成長のための 資本蓄積)が図られるため、それだからこそ一方で「社会的調整」としての「地域政策」の役割が増すことになる。
- 56) これに関しては、石井(2021a)、11-14ページ参照のこと。
- 57) この点に関わって、山崎(2017)の論稿では、「非空間的政策」としての地域政策を推進していけば、川島の「地域政策」の概念の独自性は、結局「全国的視角」しか残らないとしている。そうであればこそ、逆に再生・活性化の対象となる「地域」には一国の再生産構造、それを反映した地域的分業体系に規定される視点が不可欠になろう。そうでなければ、山崎のいう「地域」は経済主体の競争力・成長力にたんなる「仮象」を与えるだけのものにしかすぎない。川島が「地域」設定の恣意性や弾力性の問題点にこだわったのも、実はこの点にあったことを特筆しておきたい。
- 58) さしあたり、川島 (1988)、12ページ。
- 59) このかぎりにおいて、「地域」は新古典派経済で想定されている「空間」以上の意味をなさなくなってしまうであろう。
- 60) 山崎は、川島が経済地理学の政策的独自性や存立根拠や意義を打ち出すために、「『非空間的政策』と『地域政策』を 意図的に対峙させてきた」としている。しかし、もしそうでなければ、「地域問題」はたんなる「地域の問題群」になっ てしまって、それを解決する必要な諸政策も「空間」と「非空間」の区別が雲散霧消し、「地域」それ自体の設定の意 義も喪失してしまうことになる。川島は、このことのもつ問題点を指摘してきた。山崎(2017)、160ページ。
- 61) 川島の論稿では、こうした視点がほとんど欠落している。本来地域への企業誘致にかぎっても、企業による多様な進出形態、資金面、進出企業の経営ノウハウ、技術や産業連関上の取引ネットワーク・地域内外の販路など地域の成長力や生産性向上に寄与する各種部門の政策の「調整」を必要としている。
- 62) この点は61) とも密接に関わるが、一般に「企業・産業・業種」には、それぞれ異質性の(規模による生産性や付加価値生産性など)を有し、それに対応した「立地特性」をもっている。したがって両者の相関関係を分析することによって、当該地域に誘導すべき企業の「立地特性」を把握することは、特に重要となろう。すなわち、企業・産業の「異質性」にもとづく「立地特性」に応じて、それぞれ誘導すべき企業・産業を様々な地域に振り分けて選定すると同時に、同一の産業・業種に分類される企業が地域間で何故生産性や成長に格差が生じるのかなどの分析は、経済地理学の独自の研究テーマであり、それは独自のまさに成熟段階の資本主義の地域政策の課題にもなりうる。大久保(2010a)(2010b)の英文の業績は、企業が立地特性に応じて各地域(都市や地方など)への振り分け(Sorting)を実証的に分析したものとして参考になる。
- 63) これに関する解明は、増田(2014)のものが広く全国に衝撃を与えたという意味でも、代表例になることは確かであるう。
- 64) 労働力の再生産は人口の再生産でもあり、両者は密接に関連し合いながらも、人口動態は、市場経済の論理だけでは割り切れない結婚・妊娠・子育て、家族形態や家族内分業のあり方など多くの外部領域 = 「社会」の影響を受けざるをえない。
- 65) たとえば、最近の地方創生に関連して、地方自治体間の移住者獲得競争は、国全体の人口が確実に減少することが 予測されるなかでのパイの奪い合いの側面が強まり、もともと人口規模が小さく都市機能が充実していない自治体 が不利な条件におかれている。その機会均等という面では必ずしも競争条件は同一ではない。
- 66) さしあたり柏(1997), (2002)を参照のこと。
- 67) 特に「中山間地帯」「山間地帯」の市場経済の論理になじまない農林業地帯には「社会的調整」は不可欠であろう。とりわけ小田切(2016)(2022)などが参考となる。
- 68) 清水・立見(2013)の論稿は、広域連携による地域産業政策を考えるうえで参考となった。
- 69) このあたりの問題意識については、ダニ・ロドリックの「政治的トリレンマ」をめぐっての具体的な検討が必要であ

Vol. 59 No. 1

- ろう。石井 (2022a). 153ページ参照のこと。
- 70) このことは、国民経済下の地域の定住者の労働力再生産がグローバルレベルで行われている現実について、どのような論理と方法から把握するのかという課題とも深く関わっている。

参考文献

- 石井雄二(1984)「地域経済の把握に関する若干の基礎的考察」『経済地理学年報』第30巻 第3号,67-78ページ。
- 石井雄二 (1988)「地域主義における『地域』概念化について」『農村研究』(東京農業大学) 第67号, 24-36ページ。
- 石井雄二(1990)「地域政策と地域主義」(第19章)矢田俊文編『地域構造の理論』ミネルヴァ書房、1990年。
- 石井雄二 (1997) 「金融の自由化・国際化と東京一極集中の地域構造―1980年代の都市銀行の活動を中心に―」 『阪南論集 社会科学編』 第32巻第4号, 117-134ページ。
- 石井雄二 (2000) 「中小企業の集積型展開」 辻 悟一編 『経済地理学を学ぶ人のために』 世界思想社、49-63ページ。
- 石井雄二 (2010)「東アジアの地域経済統合化の構造的要因とメカニズム―経済地理学からの方法論的アプローチ」『阪南 論集 社会科学編』 第45巻第3号, 299-313ページ。
- 石井雄二 (2021a)「経済地理学の方法論的課題と固有の論理―川島哲郎の経済地理学の継承的発展をめざして」『阪南論集 社会科学編』 第56 巻第 2 号. 9-27 ページ。
- 石井雄二 (2021b)「地域経済の生成・形成のメカニズムと概念化プロセスの論理―川島哲郎の経済地理学の継承的発展をめざして」『阪南論集 社会科学編』第57 巻第1号, 97-117ページ。
- 石井雄二 (2022a)「地域問題発生のメカニズムと資本主義経済『成熟化』の論理―川島哲郎の経済地理学の継承的発展をめざして」『阪南論集 社会科学編』第57巻第2号, 137-160ページ。
- 石井雄二 (2022b)「経済地理学における国土利用と絶対地代の運動理論—川島哲郎の経済地理学の継承的発展をめざして」『阪南論集 社会科学編』 第58 巻第1号, 285-309 ページ。
- 石井雄二 (2023) 「日本資本主義論における経済地理学の射程と方法的アプローチ―川島哲郎の経済地理学の継承的発展をめざして」『阪南論集 社会科学編』第58 巻第2号, 103-123ページ。
- 伊藤喜栄・森川 滋・小杉 毅 (翻訳) (1986) 『イギリスの産業立地と政策』 ミネルヴァ書房、1-361ページ。
- 岩橋培樹・亀山壽大 (2018) 「地域産業政策の成果に関するパネルデータ分析」 『応用地域学研究』 No.22, 25-35ページ。 宇仁宏幸 (2009) 『制度と調整の経済学』 ナカニシヤ出版、1-318ページ。
- 姥浦道生・瀬田史彦 (2009) 「人口減少社会における水平的機能分担型広域連携の実態と課題に関する研究」『平成21年 度国土政策関係研究支援事業研究成果報告書』1-71ページ。
- 大場四千男 (2018) 「ケインズ経済学の国家経済主義論と現代資本主義のアベノミクス」『北海学園大学経営論集』第15巻 第4号, 95-133ページ。
- 小田切徳美・筒井一伸編著 (2016) 『田園回帰の過去・現在・未来一移住者と創る新しい農山村 (シリーズ田園回帰 3), 1-232 ページ。
- 小田切徳美(2022)『新しい地域をつくる:持続的農村発展論』岩波書店、1-256ページ。
- 柏 雅之 (1997)「条件不利地域政策の論理と方法―日本型ディカップリングをめぐって」『農村計画学会誌』Vol.15 No.4, 1-8 ページ。
- 柏 雅之(2002)『条件不利地域再生の論理と政策』農林統計協会, 1-373ページ。
- 金井一頼 (1995) 「地域の産業政策と地域企業の戦略」 『組織科学』 第29巻第2号, 25-35ページ。
- 川島照郎 (1963)「日本工業の地域的構成―とくにその局地的集積・集中の問題を中心に」『経済学雑誌』第48巻第4号, 19-59ページ。
- 川島哲郎 (1966a) 「イギリスの産業立地政策について (1)」 『経済学雑誌』 第54巻第5号, 1-25ページ。
- 川島哲郎 (1966b) 「イギリスの産業立地政策について (2)」 『経済学雑誌』 第55巻第2号, 49-92ページ。
- 川島哲郎 (1966c) 「イギリスの産業立地政策の課題と展望」『経済学雑誌』 第55巻第6号. 1-37ページ。
- 川島哲郎 (1978) 「地域間の平等と均衡について」 『経済学雑誌』 第79巻第1号, 1-18ページ。
- 川島哲郎 (1988) 「序論 現代世界の地域政策―地域政策とは何か」川島哲郎・鴨沢 巌編 『現代世界の地域政策』 大明堂, 1-22ページ。
- クルーグマン, P. (1994) 『競争力という危険な妄想』 『中央公論』 109-5, 374-389ページ。
- ケインズ, J・M. (塩野谷祐一訳) (2021) 『雇用・利子および貨幣の一般理論』 (ケインズ全集 6) 東洋経済新報社, 第24章 参昭。
- 古賀正則 (1978) 「イギリスの地域政策の変遷」吉岡健次・山崎春成編 『現代大都市の構造』 東京大学出版会, 219-268 ページ。

イギリスの産業立地政策研究の現代的意義と課題

小杉 毅 (1967a) 「イギリスの地域開発 (1) | 『関西大学経済論集』 第17巻第2号. 249-275ページ。

小杉 毅 (1967b) 「イギリスの地域開発 (2) | 『関西大学経済論集』 第17巻第3号, 425-447ページ。

笹田友三郎 (1957) 「イギリス工業の地域構造とその変化:第一次大戦を中心とする」 『同志社大学経済学論叢』第7巻第 5号.83-103ページ。

笹田友三郎 (1958a) 「両大戦間におけるイギリスの工業立地政策 (1) ―失業者の移動計画について」 『同志社大学経済学 論叢』 第8巻第2・3号、24-52ページ。

笹田友三郎(1958b)「両大戦間におけるイギリスの工業立地政策(2)―『特定地域』への工業誘致について」『同志社大学 経済学論叢』第8巻第4号、24-48ページ。

笹田友三郎 (1959) 「イギリスにおける立地問題の研究 | 『人文地理』 第11 巻第 1 号, 77-91 ページ。

佐藤良一(2005)「平等性と効率性の両立性―現代ポリティカル・エコノミーと市場」『経済理論』第42巻第1号, 12-21ページ。

嶋田暁文 (2016)「『増田レポート』 再考―『自治体消滅』 論とそれに基づく処方箋は正しいのか?」 『地方自治ふくおか』 第60号、3-20ページ。

清水克昭・立見淳哉 (2013) 「広域連携による地域産業政策の展開と課題―関西イノベーション国際戦略総合特区を中心に」『季刊経済研究』(大阪市大) Vol.35 No.3・4, 45-69ページ。

片桐悠貴(2016)「企業立地の新たな潮流と誘致政策の再構築パッケージ」『知的資産創造』第10号、30-41ページ。

谷口憲治(2014)『地域資源活用による農村振興―条件不利地域を中心に』農林統計協会、1-552ページ。

塚本僚平(2013)「『産業地域社会』論の再検討」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第36号, 271-289ページ。

辻 悟一(1976)「イギリスの地域政策について一産業の視点を中心にして」『松山商大論集』第27巻第5号, 21-44ページ。

辻 悟一(1977)「イギリスの地域政策の経済的評価」『松山商大論集』第28巻第4号, 179-214ページ。

辻 悟一(1978a)「イギリスにおける工業立地規制(上)」『松山商大論集』第29巻第2号, 21-53ページ。

辻 悟一(1978b)「イギリスにおける工業立地規制(下)」『松山商大論集』第29巻第3号,1-24ページ。

辻 悟一(1983)「イギリスの空間計画の史的展開」『経済地理学年報』第29巻,43-53ページ。

辻 悟一(1988)「イギリスの地域政策」川島哲郎・鴨沢 厳編『現代世界の地域政策』大明堂、23-47ページ。

辻 悟一(1998)「英国の工業立地規制策小史」『経済学雑誌』第99巻第2号,1-17ページ。

辻 悟一 (1999a)「成熟経済下の日本の地域政策」『経済学雑誌』 第100巻第3号, 1-27ページ。

辻 悟一(1999b)「川島哲郎の経済地理学―『経済の地理学』追究の軌跡―」『経済学雑誌』第99巻第5·6号, 164-178ページ。

辻 悟一(2001)『イギリスの地域政策』世界思想社、1-304ページ。

辻 梧一(2002)『ECの地域政策』世界思想社、1-264ページ。

中澤高志 (2019) 「再生産の困難性,再生産の主体性」 『経済地理学年報』 第65巻第4号,54-79ページ。

中村良平 (2015) 「地方創生に求められる地域経済構造分析」 『土地総合研究』 2015年夏号, 72-85ページ。

中村良平(2014)『まちづくり構造改革―地域経済構造をデザインする』日本加除出版株式会社,1-225ページ。

中村良平(2019)『まちづくり構造改革―新たな展開と実践』日本加除出版株式会社、1-256ページ。

根岸裕孝 (2009)「グローバリゼーションの進展と地域政策の転換」『経済地理学年報』 第55巻第4号,56-68ページ。

根岸裕孝 (1996)「戦後日本の産業立地政策の展開―高度経済成長期における政策展開を中心に―」『産業学会研究年報』 第12号, 75-120ページ。

ポランニー, K. (2009) 野口健夫・栖原 学 (翻訳) 『大転換』 東洋経済新報社, 1-632ページ。

廣瀬茂夫(2013)「都市間競争の実相―地域ごとに目標を定めた戦略を描け―」『JRIレビュー』Vol.5 No.6, 101-120ページ。

細田祐二 (2009a) 「産業立地政策, 地域産業政策の歴史的展開―浜松にみるテクノポリスとクラスターの近接性について (1)」 『産業立地』 第48巻第1号, 41-49ページ。

細田祐二 (2009b)「産業立地政策, 地域産業政策の歴史的展開―浜松にみるテクノポリスとクラスターの近接性について (2) | 『産業立地』第48巻第2号, 37-45ページ。

マックローン, G. (1973) 『イギリスの地域開発政策』(杉崎真一訳) 大明堂, 1-320ページ。

マッシィ, D. (2000) 『空間的分業―イギリス経済社会のリストラクチャリング』(富樫幸一・松橋公治監訳) 古今書院, 1-355 ページ。

増田寛也編著(2014)『地方消滅―東京―極集中が招く人口急減』中公新書、1-256ページ。

松川周二 (2014)「ケインズ政策とはなにか―1930年代の論説をもとに考える」『立命館経済学』 第63巻第3・4号, 73-89ページ。

向 壽一 (2007) 「現代ケインズ研究と 『マネタリー・エコノミクス』」 『立命館国際研究』 第 19 巻第 3 号,183-195 ページ。 山崎 朗 (1999a) 「産業研究における立地分析の意義」 『経済学研究』 (九州大学) 第 65 巻第 6 号,91-104 ページ。

Vol. 59 No. 1

山崎 朗 (1999b) 「日本の産業配置の歴史的変遷」 『経済学研究』 (九州大学) 第66巻第2号, 107-127ページ。

山崎 朗(2017)「地域政策としての『非空間的政策』『熊本学園大学経済論集』第23巻第1-4号, 159-181ページ。

矢田俊文(2016)「国土形成計画制度の意義と課題」『経済地理学年報』第62巻第4号, 360-384ページ。

山田鋭夫(2005)「資本主義の多様性と経済理論」『経済理論』第42巻第3号,29-41ページ。

山田鋭夫 (2006a) 「現代資本主義の多様性と『社会』的調整」『経済理論』第43巻第1号, 16-25ページ。

山田鋭夫 (2006b) 「資本主義と社会的調整―21世紀資本主義への基礎視角」 『オイコノミカ』 第42巻第3・4号, 22-32ページ。

山田鋭夫 (2007) 「資本主義経済における多様性」 『比較経済研究』 Vol.46 No.1, 15-28ページ。

山田鋭夫 (2008) 『さまざまな資本主義』 藤原書店、1-271ページ。

山田鋭夫(2015)「移行経済と国家資本主義」『季刊経済理論』第52巻第2号,5-15ページ。

山中芳朗・馬場健司 (1995)「地域経済格差の要因分析」『土木計画学研究』No.12, 45-51ページ。

吉田 創(2017)「都市間競争の理論的枠組みの整理」『JSMD Review』第1巻第1号, 19-24ページ。

OKUBO Toshihiro (Kobe University) & TOMIURA Eiichi (RIET) (2010a)

"Productivity Distribution, Firm Heterogeneity, and Agglomeration: Evidence from firm-level data" RIETI Discussion Paper Series, 10-E-017, 2010, 1-20

OKUBO Toshihiro (Kobe University) & Rikard (FORSLID University of Stockhol) (2010b)

"Spatial Relocation with Heterogeneous Firms and Heterogeneous Sectors" RIETI Discussion Paper Series, 10–E-056, 1–36

(2023年7月14日掲載決定)